

平成22年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(国土交通省関係)

平成21年7月14日

全 国 知 事 会

## 【 国土交通省関係 】

1	社会資本整備の推進等について	1
①	道路財源の確保・充実と道路整備の着実な推進	1
②	鉄道整備等の推進	2
③	港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等	4
④	観光振興対策の推進	5
⑤	都市環境整備等の推進	6
⑥	下水道等汚水処理施設整備の推進と汚泥の有効利用	7
⑦	国土保全対策の推進	8
⑧	水資源対策の推進	9
⑨	社会資本整備重点計画の効果的な推進	10
2	地方振興の推進について	11
①	地方再生等の推進	11
②	特定地域振興対策の推進	12
③	地域における科学技術の振興の推進	13

## 1 社会資本整備の推進等について

### 1 道路財源の確保・充実と道路整備の着実な推進

道路財源については、国・地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるよう十分な財源を確保するほか、地域活力基盤創造交付金の確保・充実を図ること。

高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、いまだ未整備区間が多く残されている現状にかんがみ、国の責任により着実に整備を進めること。

事業評価手法を早期に見直すとともに、今後の道路行政の推進に当たっては、地方の意見を聴くための枠組みの設定などにより、地方の実態を十分に反映させること。

#### 【具体的な要望事項】

(1) 地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的な状況等を十分配慮し、国・地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるよう十分な財源を確保すること。

さらに、道路特定財源の一般財源化に際して地域活力基盤創造交付金が創設された趣旨・経緯を踏まえ、平成22年度以降もその総額の確保・充実を図るとともに、特にソフト事業については地方の実情に応じた運用に配意すること。また、交付金の配分に際しては、道路整備の遅れなど地域の実情に配慮し、道路需要に応じた必要な措置を行うとともに、配分決定の客観性を高めるための指標等の導入について検討すること。

(2) 国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、いまだ未整備区間が多く残されている現状にかんがみ、国は責任を持って予定路線11,520km等について着実に整備を進めること。特に、整備計画9,413km（抜本的見直し区間を含む）やその他の重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。

(3) 今後の道路行政を進めるに当たっては、地方の意見を十分に反映するための関係省庁と地方との協議の枠組みを設けるとともに、国直轄事業制度の見直しなど、「分権化」、「透明化」の観点からの改革を行うこと。また、事業評価においては、救急医療や観光振興など、道路整備が地域にもたらす様々な効果を含めて総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断できる仕組みについて早期に具体化すること。

(4) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化等を図るため、有料道路料金の引下げやスマートインターチェンジの設置など、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図ること。

## 2 鉄道整備等の推進

整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

さらに、生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島等における航路、空路の維持・拡充についても、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

### 【具体的な要望事項】

(1) 整備新幹線については、平成16年12月の「政府・与党申合せ」に基づき所要の財源を確保し、既着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、昨年12月の整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項を踏まえ、早期に認可、着工を実現し、着実に推進すること。

また、並行在来線が、将来にわたって安定的な経営を維持するため、資産の無償譲渡等により、初期投資負担を軽減するとともに、貨物鉄道線路使用料に関する調整措置の拡充等により、運営費負担等を軽減すること。

(2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化を引き続き進めること。

また、超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）による中央新幹線の早期実現を図るために、ルート、駅等に関して地域と十分に調整を図りつつ、輸送需要量に対応する供給輸送力等に関する事項を始めとする4項目の調査を速やかに完了し、調査終了後直ちに全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備計画」を決定すること。

(3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとともに、国による新たな支援方策を検討するなど制度の充実を図ること。

(4) 新交通システム（LRT等）の整備を図るため、規制緩和等の導入しやすい環境づくりに努めること。

(5) 地方バス路線等の運行維持対策については、地域の実情や意向を反映させるよう、必要な支援を講じること。

また、過疎化、少子化等で経営環境が厳しい第三セクター鉄道など地方の鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。

(6) 畦島等の航路・空路の運航維持・充実のため、地域の実情に応じた適切

な支援を講じること。

また、離島空路対策のための新たな法制度を創設するとともに、羽田空港における離島空路を含めた地方路線の国内発着枠の確保等を図ること。

### 3 港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等

港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備を進めるとともに、物流システムの形成を推進するため、道路、鉄道等複数の交通機関との連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

また、高速道路料金引下げにより大きな影響を受けている内航フェリーの安定的な運航を確保すること。

#### 【具体的な要望事項】

- (1) 物流システムのグローバル化や人的交流の拡大が進む中、各地方圏における国際物流・国内輸送の拠点となる港湾及び国内外との交流の拠点となる空港の効果的、重点的整備を進めるための支援を強化すること。  
また、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に港湾、空港施設の整備を行うこと。
- (2) 規制緩和、電子化等による港湾手続のワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手續等の一層の効率化を推進すること。  
また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムの構築を推進すること。
- (3) 港湾における水際対策・危機管理体制の充実強化を図るとともに、支援策を講じること。
- (4) 地方が所有する既存の港湾施設について、維持管理に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持管理については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。
- (5) 内航フェリーや離島航路の安定的な運航の確保を図るため、高速道路料金引下げ等によるフェリー事業者等への対策として、国において所要の支援策を講じるとともに、地方が実施する支援策に対して財政措置を講じること。

#### **4 観光振興対策の推進**

**観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。**

##### **【具体的な要望事項】**

訪日観光客の増加を促進するため、短期滞在査証（ビザ）の発給に当たり、申請権者を更に拡大するなど、手続の改善等を図ること。

また、訪日外国人が快適で円滑な旅行ができるよう受入体制の整備促進を図ること。

## 5 都市環境整備等の推進

都市環境等の再整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 人口減少や高齢化が進行している既存の中心市街地や都市近郊の住宅団地等において、多様な世代が快適に生活できる環境への再整備を促進するための支援措置を講じること。
- (2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の導入等、緑地を所有することが利点となり得るような対策を講じること。
- (3) 都市農地の公益的な役割等についての位置付けの明確化や土地評価額の見直しなど、農地に関連する法制・税制の検討を行うこと。

## 6 下水道等汚水処理施設整備の推進と汚泥の有効利用

下水道の質的向上を図りつつ汚水処理人口普及率を向上させるため、下水道等汚水処理施設整備を積極的に推進すること。

また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道や集落排水施設、浄化槽等の整備を推進するため、汚水処理人口普及率の低い地方公共団体において、重点的・効率的に整備が図られるよう、方策を講じること。  
なお、浄化槽整備事業については、公共下水道等集合処理施設と同等の財政措置を講じること。
- (2) 下水道高普及率地域等における浸水対策、高度処理、合流改善を促進するとともに、施設等の改築・更新を進めるための方策の充実を図ること。
- (3) 汚泥の建設資材化、縁農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

## 7 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的、計画的に推進すること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 治山、治水及び土砂災害対策事業等を計画的に進めるとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (2) 中小河川等における的確な警戒避難体制を確保するため、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実を図るとともに、これを活用した小流域での洪水予測、土砂災害予測手法の開発と運用を図ること。  
また、効果的効率的な土砂災害対策のため、土砂災害危険箇所の客観的な危険度評価手法の確立を図ること。
- (3) 堤防・護岸等防災施設に係る安全基準や管理基準等による施設機能の維持・強化を促進すること。
- (4) 危険箇所の実態に応じた急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等を促進するとともに、その支援の充実を図ること。
- (5) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知に係る支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。

## 8 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水資源開発施設の建設コストの縮減と早期完成を図ること。

また、水利用の安定性を向上させ、異常渴水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用や利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。
- (2) 多額の費用を要する水資源開発施設の建設については、工事に関する情報提供等による事業の透明性を確保し、コスト縮減を徹底するとともに、早期完成を図ること。
- (3) ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。  
また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保、租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。
- (4) 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じること。
- (5) ダム群連携、ダムの再開発、施設の長寿命化対策等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。
- (6) 異常渴水等に備え、渴水時の情報収集や渴水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

## 9 社会資本整備重点計画の効果的な推進

社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ること。

社会資本整備については、従来の事業分野別の計画を統合した「社会資本整備重点計画」（計画期間：平成15年度～平成19年度）に基づき、推進が図られてきたところであるが、本年3月、閣議決定された社会資本整備重点計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに、地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ることが必要である。

〈参考〉「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、航路標識整備事業、都市公園事業、下水道事業、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業

## 2 地方振興の推進について

### 1 地方再生等の推進

地方再生等の地方振興に必要な対策を推進すること。

#### 【具体的な要望事項】

地域間格差の是正の観点も踏まえ、都道府県・市町村双方の意見を十分反映しながら、地方再生等の地方振興のための対策を推進すること。

また、地方再生対策に伴う地方の新たな財政需要については、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、地方再生等のための交付金については、今後の運用実態を踏まえ、できる限り地方が活用しやすい自由度の高い仕組みとすること。

## 2 特定地域振興対策の推進

山村、離島等特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

### 【具体的な要望事項】

山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

### 3 地域における科学技術の振興の推進

地域における科学技術の振興を図るため、産学官の連携を促進するとともに、地域イノベーションの創出につながる支援策を積極的に推進すること。

#### 【具体的な要望事項】

- (1) 地域の産学官が推進しているクラスター形成事業について、一層積極的な支援を行うこと。
- (2) 国や地方公共団体が地域で展開しているコーディネート活動や、地域のニーズを的確に把握した公設試験研究機関を活用した共同研究がより広域的に行えるよう、支援の強化拡充に努めること。